

琉球大学 教授職員会ニュース 第165号

2014年8月8日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線2023
http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/ E-mail: kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

教授職員会会員の皆さま

教授職員会の活動に対して、いつも御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

昨日、定期総会が無事に終了し、新たな執行部がスタートいたしました。

三役は、会長：星野英一（法文学部） 副会長：田中洋（教育学部） 庶務主任：亀山統一（農学部）
です。引き続き、皆さまの御協力をよろしくお願い申し上げます。

○ 全学説明会が開催されますが…

各部局等を通じて「平成26年度労使協定案及び就業規則改正に関する全学説明会の開催について（通知）」というお知らせが届いています。（http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/tuuchi/140807_3.pdf）この件に関して、教授職員会執行部の考えをお伝えします。皆さまのご判断の一助となれば幸いです。

○ 「平成26年度労使協定案」について

// 締結できず違法状態→団体交渉決裂 // 本来、4月当初には締結されていなければならないこの協定が、8月も半ばばかり今でも結ばれていません。したがって、現在、時間外労働を命じるのは違法であることは、改めて申し上げるまでもありません。これはひとえに、大学当局が締結に向けた努力を怠った結果です。組合交渉においても、当方が求めた事項に誠実に向き合う姿勢が見られませんでした。そのため、8月5日の交渉をもって、交渉は決裂に至りました。

2面へつづく

「平成26年度労使協定案」こんなにある疑問点

◎大学教員の「時間外」が新たに設けられましたが、次のような問題点が認められます。

- ・「時間外・休日の業務」として、「大学祭」がはいつています。本当に必要でしょうか。
- ・今年度の「全学説明会」（オープンキャンパス）はすでに終了しています。過去にさかのぼって適用できないのに、全学説明会を明記することは必要でしょうか。
- ・「会議」がはいついていません。私たちはやむなく時間外にも会議をいれて働いています。時間外に行われる会議は、時間外手当の対象ではないのでしょうか。
- ・入試手当は4500円と、全国最低です。今回の労使協定によって、センター入試業務の手当額は、どのように改善されるのでしょうか。

◎全学説明会は、8月12日（火）15:30- 医学部臨床講義棟1階小講義室、8月13日（水）15:30- 共通教育棟1号館118号室で開催されます。

1面からつづく // **「全学説明会の開催ルールづくり」学長約束を破る** // 全学説明会の開催手続でも重大な違反が認められます。これまでも大学当局は、就業規則改定等の際に必要な全学説明会の開催や過半数代表者の意見聴取について、およそ法が許容していない詐欺まがいのやり方を繰り返してきました。そこで、教授職員会は、全学説明会の開催手続に関する合意書を、現在、大学当局と作成中であり、大城学長は、合意書の完成を待って、次の全学説明会からそれを適用することを交渉の場で約束したのです。5ヶ月も労使協定の締結手続が遅れているのですから、時間の余裕は十分ありました。ところが、合意書が完成しないまま、大学当局は、全学説明会を強行しようとしています。

// **拙速に、こっそりと、時間外に開催を計画** // しかも、8月5日、教授職員会との団交では、参加が保障されるように余裕を持った周知期間、しかし緊急性という事情も鑑みて、12・13日両日での開催を双方で確認していました。ところが、前倒しの日程を拙速に発表してしまいました。そのうえ学長名で違法な時間外業務を命じることになる午後6時から開催というお粗末さでした。

// **不当な説明会ですが内容はとても重要。出席して意見を述べよう** // このような経緯をみると、全学説明会を認めることはできません。しかし、労使協定は、まさに私たちの労働条件の中核を占める内容ですから、その内容を私たち一人一人が精査し、不当な部分があれば、たださなければなりません。労使協定が8月に至っても結ばれていない異常事態も考慮に入れて、教授職員会としては、労使協定案の全学説明会に出席した上で、その内容や手続き等について、忌憚のない意見を、大学当局に対してぶつけるべきと考えます。

○「就業規則の改正」について

// **交渉未了の案件を説明会に** // もう一つの「就業規則の改正について」は、教授職員会とはまだ事務折衝中の案件です。ところが、労使協定案についての全学説明会を行うことに便乗して、一緒に説明会をしてしまおうとしています。とうてい容認できません。

// **説明会前に「決定」を広報!** // しかも、組合交渉も、自ら告知した全学説明会も行っていないのに、すでに学内広報では7日付で「決定」を発表してしまいました。(http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/tuuchi/140807_2.pdf http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/tuuchi/140807.pdf) 労基法の定めである過半数代表者への意見聴取や労基署への届け出も行っていないことは言うまでもありません。これでは、一体何のために説明会をして意見を聞くのでしょうか。

したがって、「就業規則の改正」については、手続が重大な法律違反であり、かつ「決定」後の説明会など全く無意味であることをただす必要があり、大学がそれを認めないのであれば、退席して抗議の意思を示すべきと考えております。

以上、御検討の程、よろしくお願いいたします。

○次号は、8月6日開催の教授職員会54回定期総会特集です。今号は、ことの重要性に鑑み、全学説明会についてのメール・ニュースを収録・速報しました。